

金沢市文献史料調査指導委員会設置要綱制定について

制定理由

市内寺院等には多くの文献史料が残されているが、一部を除き未調査の状態であり、その文化財的価値が明らかとなっていない。これら市内寺院等が所蔵する文献史料について調査を進めていくに当たり、各分野の専門家を委員として招へいし、専門的見地からの指導及び助言を得ることで円滑な調査の遂行を図るとともに、調査成果に基づきその文化財的価値を明らかにすることを目的とした調査指導委員会を設置することに伴い、同委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

金沢市文献史料調査指導委員会設置要綱を次のように定める。

平成30年10月11日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市文献史料調査指導委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市は、金沢市に所在する文献史料の調査に関し、有識者による専門的見地から指導及び助言を得ることにより、その文化財的価値を明らかにするため、金沢市文献史料調査指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 金沢市に所在する文献史料の文化財的価値に関する事項
- (2) 前号の文化財的価値を明らかにするための調査方針に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、中世史学、近世史学等に関し見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、文化スポーツ局文化財保護課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。